

公 告

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年7月8日

茨城県坂東市長職務代理者

坂東市副市長 山下 政浩

1 対象工事

(1) 工事名称 25 繰国補公下第1号-4 江川第五排水区雨水管渠工事

(2) 工事場所 坂東市辺田地内

(3) 工事概要 三面水路布設工 U型 3,000mm×2,000mm L=68.13m

ボックスカルバート布設工 3,000×2,000 L=10.50m

仮排水工 一式

付帯工 一式

(4) 工事期間 契約締結の翌日から平成27年1月30日まで

2 予定価格 金54,870,000円（消費税及び地方消費税を除く。）

3 発注形態 単体発注

4 入札参加資格

当該工事の入札参加資格は、次の要件を満たしている者とする。

(1) 平成25・26年度坂東市一般競争入札参加資格者名簿の土木一式工事に登載され、A等級以上の資格を有する者であること。

(2) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条に定める土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(3) 法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査を受けている者であり、法に基づき設置された本店を茨城県坂東市、常総市、下妻市、古河市、結城市、筑西市、桜川市、境町、五霞町、八千代町、つくば市、取手市、守谷市及びつくばみらい市に有する者であること。

(4) 政令第167条の4の規定に該当していない者であること。

(5) 坂東市建設工事請負業者指名停止等措置要綱（平成17年坂東市訓令第47号）

に基づく指名停止措置を公告の日から入札を執行する日までの間いずれの日にも受けていない者であること。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがされている者でないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(7) 第1項に記載した工事に係る設計業務等の受託者と資本又は人事面において関連がある建設業者でないこと。

(8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

(9) 法第26条に規定する監理技術者を専任として配置すること。監理技術者は現場代理人と兼務することができる。

なお、配置する監理技術者は次の①及び②の基準を満たすものであること。

①監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する者

②資格審査申請のあった日において引き続き3箇月以上の雇用関係がある者

(10) 国税、県税及び市町村税の未納がないこと。（落札業者は契約締結時に納税証明書を提出すること。）

(11) 同一年度内の一般競争入札で既に2工事を落札した者でないこと。

5 入札参加資格の確認

この競争入札の参加希望者は、前項の(1)から(11)までに掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）及び添付書類（競争参加資格確認資料。以下「資料」という。）を提出し、入札参加資格審査を受けなければならない。期日までに申請書及び資料を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、この競争入札に参加することができない。

(1) 申請書に添付する資料は、次のものとする。

①一般競争入札参加資格確認書（様式第2号）

②現場代理人・技術者等配置予定表（様式第3号）及び関連添付書類

③直近の経営事項審査結果通知書の写し

④返信用封筒（82円切手貼付）

(2) 申請書等の提出について

①提出期日 平成26年7月17日（木曜日）及び7月18日（金曜日）

午前9時から午後4時まで

②提出場所 坂東市岩井4365番地 坂東市企画部管財課（坂東市役所岩井庁舎第2分庁舎1階）（申請書及び資料の提出は、提出場所へ持参する。）

(3) 審査の結果は、一般競争入札参加資格審査結果通知書により通知する。また、有資格者と認めた者には一般競争入札参加資格証を交付する。

通知期日 平成26年7月23日（水曜日）付け郵送による。

(4) 無資格となった者は、上記の通知を受けた後、平成26年7月29日（火曜日）までにその理由について書面（ファックス可）により説明を求めることができる。回答は書面をもって行う。

(5) その他

①申請書及び資料は、入札公告日から平成26年7月17日（木曜日）まで配布する。

②提出された申請書及び資料は返却しない。

③競争参加資格確認資料作成説明会は行わない。

④提出期日以降の申請書及び資料の差替え及び再提出は認めない。

⑤申請書及び資料の作成に係る費用は提出者の負担とする。

⑥提出された申請書及び資料は、本市における競争入札参加資格の確認以外に無断で使用することはしないものとする。

⑦申請書、資料に関する問合せ先は、坂東市 企画部 管財課とする。

（電話番号 0297（35）2121 内線1242）

6 現場説明会

行わない。

7 設計図書の配布及び質疑・回答

(1) 配布期間及び場所

①期 間 入札公告日から平成26年7月17日（木曜日）まで
（土・日曜日を除く。）

②時 間 午前9時から午後4時まで

③場 所 坂東市 企画部 管財課

(2) 設計図書の配布

設計図書の配布については、1業者について原則として1回を限度とし、配布申請書に必要事項を記入すること。配布を受けるに当たってはコンパクトディスク等の電子媒体に電子ファイルとして記録したものの配布を行うので、必ず空の「CD

ーR」1枚を持参すること。

なお、配布した設計図書は、一般競争入札参加のための資料であり、他の用途での使用や転用及び他者への提供を禁止する。

(3) 設計図書等に関する質疑は、次のとおりとする。

①期 日 平成26年7月25日(金曜日)

②時 間 午前9時から正午まで

③場 所 坂東市 企画部 管財課

④方 法 有無にかかわらず別紙指定様式によりファックスにて提出(原本は入札当日持参)

(4) 設計図書等の質疑に関する回答は、次のとおりとする。

①期 日 平成26年7月28日(月曜日)

②方 法 文書によりファックスにて回答

8 入札執行の日時及び場所

①日 時 平成26年8月1日(金曜日) 午前10時

②集合時間 入札時間10分前までに集合すること。

③場 所 坂東市岩井4413番地1 坂東市役所岩井庁舎附属庁舎会議室

9 最低制限価格の有無

有

10 建設リサイクル法

この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。

11 入札方法

(1) 入札執行時間に入札会場に入室していない者は、入札に参加できない。

(2) 一般競争入札参加資格証を持参すること。

(3) 入札者は、市所定の入札書により作成し、封かんのうえ工事名及び入札者の氏名を表記し、所定の日時及び場所に持参する(郵送及びファックスは不可)。

(4) 入札に際しては、地方自治法(昭和22年法律第67号)、政令、坂東市契約規則(平成20年坂東市規則第8号)及び坂東市一般競争入札参加要綱(平成17年坂東市告示第19号)の関係各条項を遵守すること。

(5) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年

法律第54号)その他の法令に抵触する行為をしないこと。

(6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載する。

(7) 提出した入札書の引換え又は変更は認めない。

(8) 参加者が代理人をもって入札させるときは、委任状を提出しなければならない。

(9) 落札者の決定は、予定価格の制限範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低価格の申込者とする。また、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじで落札者を決める。

1.2 工事費内訳書の提出の有無

(1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額の根拠となる市所定の工事費内訳書を提出すること。

(2) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。なお、同内訳書は返却しない。

1.3 契約書の要否

要する。

1.4 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 要する。

落札者は、請負代金額の10分の1以上の額で次のいずれかの保証に付すこと。

①契約保証金の納付

②契約保証金に代わる担保となる利付国債の提供

③金融機関又は保証事業会社の保証

④公共工事履行保証証券による保証

⑤履行保証保険契約の締結

1.5 支払条件

支払条件は、次のとおりとする。

①前払金 請求できる。ただし、東日本建設業保証株式会社の保証を条件に請負代金額の30%以内の額とする(金額の万単位未満は切り捨てる。)

②竣工払 請負代金額から支払済額を差し引いた金額を支払う。

1 6 入札の無効

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びにこの公告において示した要件等の入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 一般競争入札参加資格確定通知書を交付された者であっても、交付後に指名停止の措置を受け、入札時点において指名停止期間中である者がした入札は無効とする。
- (3) 次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

- ①入札に参加する資格がない者がした入札
- ②入札について不正の行為があった入札
- ③入札書の記載が不明確なもの又は記名押印のない入札
- ④同一人が同一事項に対して入札書を2通以上提出した入札
- ⑤他の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者が行った入札
- ⑥委任状を持参しない代理人がした入札
- ⑦その他入札条件に違反した入札

1 7 入札の中止

入札参加者が2社に満たない場合には、入札を中止する。

1 8 その他

- (1) 入札をした者は、入札後この公告、設計図書等及び現場等についての不明を理由とした異議を申し立てることはできない。
- (2) 落札者は、資料に記載した配置予定の技術員を当該工事の現場に配置させる。
- (3) 申請書及び資料は、A4判で作成すること。
- (4) その他不明な点は、次に照会すること。

坂東市企画部管財課（電話番号 0297（35）2121 内線1242）

（ダイヤル 0297（36）1567 音声案内1242）